

退職金共済規程の一部改訂のお知らせ

2026年7月1日より、退職金共済規程の内容を一部改訂しますのでお知らせします。この改訂による掛金および給付金等の額の変更はございません。また、必要な手続きもございません。

改訂日

2026年7月1日

改訂のポイント

全員加入の原則の除外項目として、合併の相手方法人が当共済会の特定退職金共済制度と異なる退職金制度を有している場合、相手方法人の従業員を当共済会の特定退職金共済制度に加入させなくても現在の共済契約を継続できるようにする。

※双方の退職金制度において、基本掛金月額や退職給付金の額について均衡がとれていることが継続要件となる。

改訂後の規程

以下のとおりです。

<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/seido/pdf/regulations.pdf>

新旧対比表：別紙をご参照ください。

お問い合わせ窓口

東法連特定退職金共済会 事務局

TEL 03-3357-1641

公益財団法人東法連特定退職金共済会 退職金共済規程 新旧対比表（下線部が変更箇所）

改訂前	改訂後
<p>(契約の締結)</p> <p>第4条 東京都内の事業主でなければ退職金共済契約を締結することができない。ただし、本会が特別の事情があると認める者については、この限りではない。</p> <p>2. 事業主は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について、退職金共済契約を締結しなければならない。</p> <p>(1) 現にこの退職金共済契約の被共済者である者</p> <p>(2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者</p> <p>(3) 共済契約者である個人若しくは、これと生計を一にする親族又は共済契約者である法人の役員（使用人兼務役員を除く。）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>< 第3項省略 ></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(契約の締結)</p> <p>第4条 東京都内の事業主でなければ退職金共済契約を締結することができない。ただし、本会が特別の事情があると認める者については、この限りではない。</p> <p>2. 事業主は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について、退職金共済契約を締結しなければならない。</p> <p>(1) 現にこの退職金共済契約の被共済者である者</p> <p>(2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者</p> <p>(3) 共済契約者である個人若しくは、これと生計を一にする親族又は共済契約者である法人の役員（使用人兼務役員を除く。）</p> <p><u>(4) 共済契約を締結している加入事業主である法人が合併し、当該合併に係る契約の相手方法人において異なる退職金制度が存在する場合において、合併前から当該異なる退職金制度の対象とされている相手方法人の従業員</u></p> <p>< 第3項省略 ></p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 この規程は令和8年7月1日より改訂実施する。</u></p>